



2025年5月15日

各位

会社名：株式会社バガコーポレーション
代表者名：代表取締役社長 浮城 智和
(コード：3542 東証グロース)
問合せ先：取締役経営管理本部長 河端 一宏
(TEL：092-281-3501)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定を決議し、本制度に関する議案を2025年6月26日開催予定の第21回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度改定の概要

当社は、2015年7月30日開催の臨時株主総会において、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）（以下、「対象取締役」といいます。）の報酬等の額は年額500,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいており、また、2020年6月23日開催の第16回定時株主総会において、当該報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬額を年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただき、本制度を導入しております。

今般、当社は、対象取締役が株価変動のメリットとリスクを株主様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより一層高めることを目的として、近年の当社の株価水準を総合的に勘案し、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬額を年額490,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）に改定することといたします。ただし、当該報酬額は、原則として、7事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度70,000千円以内での支給に相当すると考えております。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は280,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。）といたします。ただし、上記のとおり、譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権は、原則として、7事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度40,000株以内の付与になると考えております。

なお、その1株当たりの払込金額は、当社普通株式の発行の場合は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）、当社普通株式の処分の場合は、各取締役会決議の日の直前営業日までの1か月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会が決定します。

2. 本制度の改定の条件

上記の改定は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

3. その他

以上の改定点のほか、本制度における内容に変更はございません。導入時の本制度の概要については、2020年5月15日付で公表した「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上